

平成28年度より予定されている保育料軽減措置等について

平成28年4月分からの利用者負担額（保育料）について、
次の2点について国・および県で事業の実施を予定しています。

1号認定（教育標準時間）用

① 多子世帯における国の軽減措置・県の補助事業の拡充

国の軽減措置及び県の補助事業により、第2子、第3子の算定（※1）の年齢制限を撤廃します。

階層区分	区分の内容	第2子	第3子
第1階層	生活保護世帯	利用者負担額表により0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯	国の軽減措置により、左表に定める利用者負担額（保育料）×0.5	国の軽減措置により、左表に定める利用者負担額（保育料）を免除
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下		
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下		
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	県の補助事業により国の軽減措置により、左表に定める利用者負担額（保育料）を免除（※2）	

※1 生計を同一にする子どもであれば、小学3年生以上の兄弟も人数算定の対象となります。

※2 県の補助事業による減免を受ける場合には、予め申請が必要です。

② ひとり親世帯における利用者負担額（保育料）の減免（第3階層までが対象）

階層区分	区分の内容	第1子	第2子
第1階層	生活保護世帯	利用者負担額表により0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割課税額非課税世帯含む)	0円（国の軽減措置により全額免除）	
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	月額 <u>5,700円</u> (国の軽減措置により、 左表に定める月額利用者負担額 (保育料) × 0.5)	<u>0円</u> (国の軽減措置により) 左基準額 表に定める月額利用者負担額 (保 育料) 全額免除

平成28年度より予定されている保育料軽減措置等について

平成28年4月分からの利用者負担額（保育料）について、
次の2点について国・および県で事業の実施を予定しています。

2・3号認定（保育標準時間・保育短時間）用

① 多子世帯における国の軽減措置・県の補助事業の拡充

国の軽減措置・県の補助事業により、第2子、第3子の算定（※1）の年齢制限を撤廃します。

階層区分	区分の内容	第2子	第3子
第1階層	生活保護世帯	利用者負担額表により0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯	（国の軽減措置により）左 基準額表に定める利用者 負担額（保育料）×0.5	（国の軽減措置により） 左基準額表に定める利用 者負担額（保育料）を免除
第3階層	市町村民税所得割課税額 0円以上48,600円未満		
第4階層	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600円以上 57,700円未満	県の補助事業により国の 軽減措置により、左表に定 める利用者負担額（保育 料）を免除（※2）
		97,000円未満 57,700円以上	
第5階層～ 第8階層	左基準額表のとおり		

※1 生計を同一にする子どもであれば、小学1年生以上の兄弟も人数算定の対象となります。

※2 県の補助事業による減免を受ける場合には、予め申請が必要です。

② 所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯における利用者負担額（保育料）の減免

階層区分	区分の内容	第1子	第2子
第1階層	生活保護世帯	利用者負担額表により0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円（国の軽減措置により免除）	
第3階層	市町村民税所得割課税額 0円以上48,600円未満	（国の軽減措置により） 左基準額表に定める月額利用 者負担額（保育料）×0.5	<u>0円</u> （国の軽減措置により）
第4階層	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額		48,600円以上 77,101円未満
		97,000円未満 77,101円以上	
第5階層～ 第8階層	基準額表のとおり		基準額表のとおり